

3. タクシー料金の精算

- ① 乗務員にチケットを冊子ごとわたす
→乗務員がチケットを切り取ります
- ② タクシー料金（運賃）とチケット（500円）の差額を乗務員に支払う。
→使用できるチケットは 1乗車につき1枚
- ③ チケットの冊子を受け取る

母子健康手帳所持者用 01

川西町地域公共交通タクシー利用料金助成券

500円
助成券

1乗車につき1枚
(500円分) 使用

利用者署名	
番号	第〇〇〇〇号
利用期間	表紙の母子健康手帳発行日から2年間

※使用上の注意
1回の乗車につき、1人1枚の利用となります。

発行
川西町長 小澤 晃広

見本

チケットを切り離さずに乗務員へお渡しください

精算前に署名しておいてください

1乗車につき1枚
(500円分) 使用

川西町地域公共交通 タクシー利用助成券の利用案内

母子健康手帳所持者用 (第2-〇〇〇〇号)

川西町地域公共交通
タクシー利用料金助成券

利用対象者のみが利用できます

母子手帳発行日から2年間有効

利用対象者氏名
(● ● ● ●)

母子健康手帳発行日

※利用期間は発行日から2年間です

チケットを切り離さずに乗務員へお渡しください

令和6年6月
川西町総合政策課

チケットを紛失しても再交付はできません

1. タクシーに乗車

- 事前に使用するチケットに署名しておいてください（裏面「乗務員記入欄」には記入しない）。
- チケットは切り離さないでください。
- 乗車時（もしくは配車予約時）にチケットを使用する旨を伝えてください。

▶ 助成券を利用できる事業者

事業者名	電話番号
三宅交通	0120-4567-12 0745-44-4000
田原本タクシー株式会社 有限会社富士	0120-32-6782 (予約時に事業者を選択できます)
西村タクシー有限会社	0744-32-2143 0744-32-4728
愛和交通（株式会社 愛和） 新大和交通株式会社	0120-46-0032
志都美タクシー株式会社	0745-76-3510
サンキュータクシー株式会社	0745-69-3131

上記以外の事業者では利用できません

2. タクシーで移動

次の移動でのみ利用できます

- 川西町を出発地（乗る場所）とする移動
- 川西町を到着地（降りる場所）とする移動

乗る場所	降りる場所	可 否
川西町	川西町	○
川西町	町 外	○
町 外	川西町	○
町 外	町 外	×

※町外から町外への乗車では助成券を利用することはできません

▶ 助成券を利用できる人（対象者）

- 助成券の表紙に氏名が記載されている人が対象者です（⇒赤ちゃんのお母さん）
- 対象者以外の方が助成券を利用することはできません（例：赤ちゃんとそのお父さんのみでは利用できません）。
- 対象者が乗車していれば、同乗者がいても利用対象となります。

